

『医療費のお知らせ』の送付について

令和8年1月21日から順次、「医療費のお知らせ」をお送りしておりますので、受診状況等のご確認をお願いいたします。

【対象期間】 令和6年11月診療分～令和7年10月診療分(※1)

【対象者】 令和7年12月23日時点では籍してあり
1月以降も資格のある被保険者及び被扶養者(※2)

【送付先】 ① 被保険者及び被扶養者：お勤め先の事業所
② 任意継続被保険者：ご自宅

(※1) 診療費の請求が健康保険組合に届くのが、診療月から早くても2か月後になります。
このため、発行時期の関係上、10月診療分までの記載となります。

(※2) 資格喪失されている方には一括発行はしておりません。
発行を希望される方は、個別で発行いたしますので、
発行願の提出をお願いいたします。



発行願はこちらより

問い合わせ先

でんきテクノロジー健康保険組合 給付課 03-3861-1853

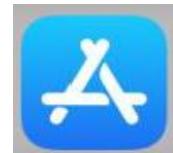
マイナポータルで医療費控除

- ・医療費データをいち早く取得・確認できる
**(確定申告で必要な12月診療分は
2月11日頃確認可能)**
- ・2021年9月以降の必要な期間取得できる
- ・24時間365日いつでもダウンロード可能
- ・データ連携で申告準備にかかる時間の短縮

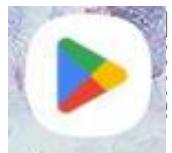
登録は下記アプリよりインストール

(マイナポータル)

iPhone



Android



紙の医療費通知だと…

- ・医療費を手入力するのが大変
- ・1月～10月までしか載ってなくて
2か月分足りない
- ・2か月分は領収書を残しておく等
管理が面倒

マイナポータルを使えば解決！！



【連絡先】：マイナポータルの一般的な照会は、マイナンバー総合フリーダイヤルへTEL0120-95-0178

1年間分まとめて必要な方は、是非こちらの方法で！

「医療費のお知らせ（受診状況等）の確認に

マイナポータルをご活用ください

マイナポータルにより、いち早く医療費通知情報を確認することができます。

また、確定申告（医療費控除）もマイナポータルから行うと、1年分（1月～12月分）※をまとめて申告することができますので、便利な電子申請をぜひご利用ください。

何がどう違うの？？



[マイナポータルと医療費のお知らせ（紙）との比較]

	マイナポータル	医療費のお知らせ（紙）
手続	スマートフォン等からマイナポータルへログインするだけ	対象者へ発行（事業所経由で交付）
発行時期	24時間365日いつでもダウンロード可能	毎年1月下旬
対象期間等	<ul style="list-style-type: none">データをいち早く取得・確認できる診療月から2か月後の11日頃に確認可※（12月診療分は、2月11日頃確認可能）自分で自由に選択できる	一律 11月～10月診療分 例）R8年1月発行分・・・ R6年11月～R7年10月診療分 (11月・12月診療分は、領収書で対応)

【取得方法】

マイナポータルTOP 「他のわたしの情報」にて
健康・医療 ⇒ 医療費通知情報 ⇒ 「表示対象日」を入力
⇒ 「表示する」を選択 ⇒ 情報を取得・閲覧・ダウンロード



マイナポータルはこちら

【確定申告について】

マイナポータルを活用した場合のメリット（電子申請）

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ・ 医療費の領収書等の収集や集計が不要 | ・ 確定申告書の該当項目へ自動入力 |
| ・ 作成した確定申告書をe-Taxで送信 | ・ 書類の管理・保管が不要 |



国税庁e-Taxキャラクター
イータ君



リーフレット
「確定申告はマイナポータル連携で自動入力」
はこちら

医療費控除の申告に関することは、最寄りの税務署にお問い合わせください

